

受託研究契約書

受託者 独立行政法人国立高等専門学校機構呉工業高等専門学校(以下「甲」という。)と
委託者 ○○○○○(以下「乙」という。)は、次の各条によって受託研究契約(以下「本契約」という。)を締結するものとする。

(定義)

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、受託研究完了報告書中で成果として認定された本受託研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)
- 2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出という。
- 3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。
- 4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 特許法に規定する通常実施権又は専用実施権、実用新案法に規定する通常実施権又は専用実施権、意匠法に規定する通常実施権又は専用実施権
 - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する通常利用権又は専用利用権
 - 三 種苗法に規定する通常利用権又は専用利用権
 - 四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて実施をする権利
 - 五 プログラム等の著作権に係る著作物について実施をする権利
 - 六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて実施をする権利

5 本契約書において「研究担当者」とは、本受託研究に従事する甲に属する次条に掲げる者及び本契約第5条第2項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、次条及び本契約第5条第2項記載以外の者であって本受託研究に協力する者をいう。

(受託研究の内容等)

第2条 甲は、次の受託研究(以下「本受託研究」という。)を乙の委託により実施するものとする。

(1)研究題目

(2)研究目的

(3)研究内容

(4)研究担当者

(5)研究に要する経費 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(うち直接経費 円)

(うち間接経費 円)

(うち受託料 円)

(6)研究期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(7)提供物品

(8)研究場所

(9)その他

(研究成果の報告)

第3条 甲は、本受託研究が完了した日の翌日から起算して30日以内に、研究成果報告書を乙に提出するものとする。

(1)研究題目

(2)研究成果の概要

(3)研究成果の今後の活用方法

(4)研究費の支出実績

(ノウハウの指定)

第4条 甲及び乙は、協議の上、受託研究完了報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本受託研究完了の翌日から起算して3年以上10年以内とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究の遂行)

第5条 甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ乙に書面により通知するものとする。

(再委託等)

第6条 甲は書面による事前の乙の承諾なしに、本受託研究の再委託してはならず、また、この契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

(研究経費の納付)

第7条 乙は、第2条の研究に要する経費(以下「研究経費」という。)を甲の発する請求書により、当該請求書に定める納付期限までに納付しなければならない。

2 乙は、所定の納付期限までに前項の研究経費を納付しないときは、納期日の翌日から納付の日の日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(研究経費の経理)

第8条 前条の研究経費の経理は、甲が行う。ただし、乙は、この契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は、乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(設備等の帰属)

第9条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(提供物品の搬入等)

第10条 第2条の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

2 甲は第2条の規定により乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良なる管理者の注意義務をもって、その保管にあたらなければならない。

(受託研究の中止又は期間の延長)

第11条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙は、その責を負わないものとする。

(提供物品の返還)

第12条 甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、第2条の提供物品を研究完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(研究経費の返還)

第13条 第11条又は第12条の規定により、本受託研究を完了し、又は本受託研究を中止した場合において、第7条第1項の規定により納付された研究経費(受託料を除く。)の額に不用が生じた場合は、乙は、甲に不用となった額の返還を請求することができる。

(研究経費が不足した場合の処置)

第14条 甲は、納付された研究経費(受託料を除く。)に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付て乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

(知的財産権の帰属)

第15条 受託研究の実施により生じた知的財産権は、甲又は研究担当者に帰属するものとする。なお、当該知的財産権のうち、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利及びプログラム等の著作権の帰属については、それぞれ甲又は研究担当者に帰属するものとする。

2 前項の知的財産権が甲に帰属した場合には、甲は乙に対してこれを無償で使用させ、又は譲渡することはできない。ただし、研究交流促進法(昭和61年法律第57号)第7条の規定に基づき、乙の申出により、その研究の成果に係る甲に属する特許権又は実用新案権の一部を、乙に譲渡することができるものとする。

3 前項ただし書の規定により、甲が、乙に当該特許権又は実用新案権の一部を譲渡することを決定したときは、別途締結する譲渡契約により、これを行うものとする。

4 乙は、第1項の知的財産権が研究担当者に帰属した場合には、当該研究担当者と協議の上、別途その取扱いを定めるものとする。

(持分の譲渡等)

第16条 甲は、前条第1項の規定により甲に帰属した知的財産権について、乙から申し出があった場合、当該知的財産権の一部を乙に有償譲渡することができる。

2 甲は、甲に帰属した知的財産権について、乙又は乙が指定した者に限り、特許権成立後に専用実施権の設定ができるものとする。

3 前2項に規定する譲渡又は専用実施権は、別途締結する譲渡契約又は専用実施権等設定契約により、これを行うものとする。

(独占的实施)

第17条 甲は、第15条第1項の規定により甲に帰属した知的財産権(著作権及びノウハウ並びに本条第3項に規定するものを除く。以下「甲に承継された知的財産権」という。)を、次条に定める場合を除き、自己実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者から独占的に実施したい旨の通知があった場合には、独占的な実施(以下「独占的实施」という。)を認め、又は許諾することができる。この場合において、甲は、乙又は乙の指定する者と別途実施許諾契約を締結する。

2 前項に規定する独占的实施の実施期間(以下「独占的实施期間」という。)は、当該知的財産権の実施許諾契約の締結日から10年を超えない範囲内とする。ただし、乙又は乙の指定する者から申し出があった場合には、甲乙協議の上、3年間を限度として、延長することができるものとする。

3 甲は、乙との共同発明等により共有とされた知的財産権及び前条第1項の規定により乙との共有となった知的財産権(著作権及びノウハウを除く。以下「共有知的財産権」という。)を、次条に定める場合を除き、自己実施せず、かつ、乙から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、乙の独占的实施を認めることができるものとする。

4 前項に規定する独占的实施期間は、原則として乙との間で締結する当該共有知的財産権に関する契約の締結日から10年とする。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができるものとする。

5 甲は、共有知的財産権について、乙の指定する者に限り、別途締結する当該共有知的財産権の実施に関する契約の締結日から10年を超えない範囲内で独占実施させることができる。なお、第2項ただし書の規定は、本項に準用する。

(第三者に対する実施の許諾)

第18条 甲は、甲に承継された知的財産権について、乙又は乙の指定する者に独占実施を認めていない場合又は許諾していない場合には、乙又は乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

2 甲は、甲に承継された知的財産権について、乙又は乙の指定する者に独占実施を認めている場合又は許諾している場合において、乙又は乙の指定する者が当該知的財産権を前条第2項に定める独占実施の期間中、その第4年次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は当該知的財産権を独占実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

3 甲は、第三者が共有知的財産権を実施できないことにより公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対し当該共有知的財産権の実施を許諾することが

できる。この場合、特許法（昭和34年法律第121号）第73条第3項の規定にかかわらず、単独で当該実施許諾をすることができるものとする。ただし、甲は、その旨を乙に通知するものとする。

（実施料等）

第19条 甲は、乙又は乙が指名する者に甲に承継された知的財産権に係る独占的实施を認める場合又は専用実施権等を設定する場合は、実施料、契約一時金又は最低実施料（以下「実施料等」という。）を徴収することができるものとする。

2 甲は、乙又は乙が指名する者に共有に係る知的財産権に係る独占的实施を認める場合又は専用実施権等を設定する場合は、実施料等を徴収することができるものとする。ただし、乙が乙の指定する者からの実施料の支払いを求めることを甲に申し入れた場合は、当該実施料等を甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

3 前2項に規定する実施料等の金額、支払方法等については、実施許諾契約又は専用実施権等設定契約の締結時において、甲乙協議の上、定めるものとする。

4 甲及び乙の共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

（情報の開示）

第20条 乙は、本受託研究に関して乙の有する情報・知識等を書面（電子的記録を含む。）により甲の本受託研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

（秘密の保持）

第21条 甲及び乙は、本受託研究の実施に当たり、相手方より開示を受け、又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、第2条の研究担当者以外に開示・漏洩してはならず、また、本受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に乙の同意を得た場合はこの限りではない。

2 甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後においても、保持する義務を負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三 開示を受け又は知得した際、自己の責めによらずに公知となった情報

四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

六 書面により事前に相手方の同意を得たもの

3 前2項の有効期間は、第2条に規定する本受託研究の開始日から研究完了後又は研究中止後5年を経過する日までとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究成果の公表）

第22条 甲及び乙は、本受託研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算して2ヶ月以降、本受託研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、高等専門学校の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場

合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

- 2 前項の場合、甲又は乙(以下「公表希望当事者」という。)は、研究成果の公表等を行おうとする日の 30 日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託研究の成果であることを明示することができる。
- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断されるときは、当該通知受理後 30 日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、また、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。
- 4 公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 5 第 2 項の通知しなければならない期間は、本受託研究完了後の翌日から起算して 5 年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

第 23 条 甲又は乙のいずれかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本受託研究に参加させることができる。

- 2 甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 3 甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるよう、また、研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。
- 4 研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合の取扱いについては、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

(契約の解除)

第 24 条 甲は、乙が研究経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後 20 日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき

二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第 25 条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第 26 条 本契約の有効期間は、第 2 条に定める期間とする。

- 2 本契約の失効後も、第 3 条及び第 4 条、第 12 条及び第 13 条、第 15 条から第 23 条、第 25 条及び第 28 条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第 27 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第 28 条 本契約に関する訴えは、甲を所在地とする広島地方裁判所の管轄に属する。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲)住所 広島県呉市阿賀南 2 丁目 2 - 1 1
独立行政法人国立高等専門学校機構
呉工業高等専門学校契約担当役
事務部長 ○○○○ 印

(乙)住所

印

注) 本様式により難しい場合は、適宜、条項の追加及び修正等により、処理するものとする。